

豊川市・音羽町・御津町合併協議会
会議録
(第4回)

豊川市・音羽町・御津町合併協議会第4回会議 会議録

日 時 平成19年7月18日(水) 午後1時30分開会
会 場 豊川市役所 本庁舎3階 協議会室

◎出席者

・会長

豊川市長 中野勝之

・委員

1号委員(副会長)

音羽町長 宇都野 武
御津町長 深谷 泰範

2号委員

豊川市副市長 寺部 富士雄
音羽町副町長 前 岨 健 朗
御津町副町長 山 口 惠 三

3号委員

豊川市議会議長 鈴 川 智 彦
音羽町議会議長 芝 田 久仁夫
御津町議会議長 波多野 文 男

4号委員

豊川市議会副議長 波多野 年
音羽町議会副議長 関 森 安 次
御津町議会副議長 山 本 和 美

5号委員

豊川市議会議員 美 馬 ゆきえ
豊川市議会議員 中 村 直 巳
豊川市議会議員 米 谷 俊 子
豊川市議会議員 野 中 泰 志
音羽町議会議員 二 村 良 子
御津町議会議員 鈴 木 總 治

6号委員

豊川市 学識経験者 小 川 孝 生
豊川市 学識経験者 白 井 俊 子
音羽町 学識経験者 青 井 茂 夫
音羽町 学識経験者 堀 内 幸 江
御津町 学識経験者 川 口 丈 弐

御津町 学識経験者 鈴木 冷子

顧問

愛知県東三河事務所長 林 昇平

◎欠席者

なし

出席した事務局職員

事務局長 本 多 俊 一 (豊川市)

事務局次長 大 竹 隆 夫 (豊川市)

主 幹 鈴 木 真喜生 (音羽町)

主 幹 二 村 敦 人 (御津町)

主 査 手 塚 巧 朗 (豊川市)

議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名者の指名
- 4 協議事項
 - (1) 「条例、規則等の取扱い」について
 - (2) 「組織及び機構の取扱い」について
 - (3) 「町名・字名の取扱い」について
 - (4) 「一部事務組合等の取扱い」について
 - (5) 「国民健康保険事業の取扱い」について
 - (6) 「各種事務事業の取扱い 福祉関係事業」について
 - (7) 「各種事務事業の取扱い 教育関係事業」について
- 5 その他
 - (1) 合併協議会第5回会議について
日時 平成19年8月6日(月)午後1時30分から
会場 豊川市民プラザ
 - (2) その他
- 6 閉会

事務局

それでは皆様、大変お待たせをいたしました。会議に先立ちまして、事務局の方から2点ほどご連絡をさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、これにつきましては、協議事項の資料の差しかえでございます。3ページ、4ページの部分を差しかえをお願いいたします。これにつきましては、後ほど説明させていただきますけれども、先回お配りした資料に、広域連合の部分が抜けておりましたので、追加をさせていただきます。

それから、もう1点ですが、資料の方ですけども、参考資料の2ページの部分でございますけれども、これを同じように一部事務組合等の取扱いでございますが、広域連合の部分が抜けておりましたので、新たに追加をさせていただきますので、よろしく差しかえのほど、お願いいたします。

それから、2点目でございますが、現在もう既にビデオの方を撮影を開始されておりますけれども、今日は音羽町の町政ビデオでこの協議会の様子を撮りたいということで、カメラが入っておりますので、ご承知おきのほどよろしくお願いをいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

大勢の委員の皆さんのご協力の中で、当初、予定されておりました第4回を迎えることができました。厚くお礼を申し上げたいと思います。

本日の会議につきましては、委員23人中、全員のご出席いただいております。したがって、協議会規則、規約第8条第2項の規定により、本日の会議は成立いたしました。

なお、皆さんにつけ加えさせてごあいさつさせていただきますが、これまでいろいろなところで調整をする中で、やはり市町村合併というのは、各担当の課長さん、さらには部長さんたち、大変長い時間を費やしながら、協議していただいております。

私たちは、こうして協議会の委員はそこに上がってきた状況を審議して議決いただくわけではありますが、特に、1市2町の幹事会の皆様方には、本当に夜まで長いこと協議をいただいております。

なお、また、合併までに幾多の問題があると思いますが、まことにご苦労なことだと思いますが、一つ、大同合併に向けて、職員の皆さん方にはさらなるご努力をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

それでは、本日の会議の議事録署名委員の指名をさせていただきます。審議に先立ちまして、会議録署名委員の指名をさせていただきますが、本日は豊川の鈴川智彦委員さんと音羽の青井茂夫委員さんのご両名をお願いいたします。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

本日は、協議事項といたしまして、条例、規則等の取扱いを初め、全部で7件の協議事項についてご協議をいただきたいと思えます。

初めに、協議事項(1)でございます。「条例、規則等の取扱い」についてをご審議お願いします。それでは第1番目のこと、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、本日の協議事項(1)について説明させていただきます。

「条例、規則等の取扱い」についてでございます。会議資料の1ページをごらんください。

内容といたしましては、豊川市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとするというものでございます。

編入合併の場合、編入する市町村の条例などは、そのまま効力を有します。一方、編入される市町村の条例などは、すべてその効力を失うということになります。ただし、例えば2町に存在する公の施設などが新市においても存続し、新市として設置条例が必要になるもの、あるいは事務事業の調整結果を踏まえて、個別に規定を修正する必要があるものなどがございますので、そういったものにつきましては、所要の調整をし、規定の整理を行うというものでございます。

説明は以上でございます。

会 長 ただいまのこの原則論でございますが、「条例、規則等の取扱い」説明がございましたが、皆さん方がいかがでしょうか。ご意見がありましたら、お願いいたします。

各委員さん、それぞれのところで、役場やその他いろいろなところからお話は既にあるかと思いますが、原則としては、これまでの条例、規則、あまり問題がないかと私も聞いておりますので、いかがでしょうか。ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ご意見がないようでございますので、それでは条例、規則等の取扱いについてを原案どおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

それでは、協議事項(2)に移ります。「組織及び機構の取扱い」について、ご審議をお願いします。事務局から説明をしてください。

事務局 続きますして協議事項(2)、「組織及び機構の取扱い」についてでございます。会議資料2ページをごらんください。

内容といたしましては、新市の組織・機構は市役所及び支所を基本として、次の方針に従い整理するものとし、具体的な組織・機構については合併時までには1市2町の長が別に協議して定める。

(1)簡素で効率的な組織・機構を目指す。

(2)支所については、住民サービスが低下しないように配慮するというものでございます。

既に、第1回の協議会において、新市の事務所の位置について及び現在の2町の役場を支所として活用するという点について、ご協議いただいたところです。その上で、今後、新市の具体的な組織・機構を検討していく必要がございます。ここでは、その検討に当たっての基本的な方針として、簡素で効率的な組織、また、支所については住民サービスが低下しない配慮という点を確認し、合併時までには1市2町の長が別に協議し決定するというものになっております。

説明は以上でございます。

会長 項目の(1)と(2)がございしますが、1番目は、簡素で効率的という組織、機構形態と。2番目については、住民サービスが低下しないよう配慮すると、こういう原則論を守ろうと、こういう内容でございます。ご意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 特に、ご意見がないようでございますので、採決をとってよろしいですか。それでは採決を行います。

協議事項(2)でございます。組織及び機構の取扱いについてを原案どおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

続きますして協議事項(3)でございます。「町名・字名の取扱い」につ

いて、ご審議をお願いします。事務局から説明をしてください。

事務局

続きまして、協議事項(3)、「町名・字名の取扱い」についてでございます。

会議資料3ページをごらんください。

内容といたしましては、現在の豊川市の町・字の区域及び名称は現行のとおりとする。現在の音羽町及び御津町の町・字の区域については現行のとおりとし、名称については次のとおりとする。

(1)現在の音羽町の町・字の名称については、原則として大字及び字を削除するとともに、大字名を町名とする。ただし、現在の大字赤坂台については「赤坂台町」とはせず、「赤坂台」とする。

(2)現在の御津町の町、字の名称については、原則として大字及び字を削除するとともに、御津を町名とするというものでございます。

具体的に、音羽町及び御津町の住所の表示がどう変わるかについては、A4横長の別冊の参考資料1ページをごらんください。

1ページ中ほどの例示の欄に、各市役所、役場の住所が記載してありますが、まず一番左の豊川市は変わらず、次の音羽町につきましては、大字と字を削除し、大字名を町名としますので、「宝飯郡音羽町大字赤坂字松本250番地」は、「豊川市赤坂町松本250番地」というぐあいになります。

なお、例外として大字の赤坂台については、原則でいけば赤坂台町となるわけですが、町の文字はつけず「豊川市赤坂台何番地」というような形になります。

一方、御津町については「大字」と「字」を削除し、「御津」を町名としますので、「宝飯郡御津町大字西方字日暮30番地」は「豊川市御津町西方日暮30番地」となります。この町名、字名の取扱いについては、各地域の皆様の意向を踏まえての結果ということでございます。

説明は以上でございます。

会長

説明が終わりました。本案に対する質疑に入ります。

ご質疑等がありましたら、お出しいただきたいと思えます。はい、どうぞ。

中村委員

住民の方の意見をお聞きしたということだもんで、全然異議は挟まないんですが、音羽という名前がなくなっちゃうんですけれども、その辺はどうなっているのかなと思ひまして。

会長

何ですか、それは。だれに質問している。

中村委員　　今のこのきまりですね。音羽町という、この(1)の方についてお聞きしたいんですけど。

会　　長　　だから、どなたに。

中村委員　　事務局の方へ。

会　　長　　答弁があるようですので、どうぞ。

事 務 局　　答弁と言われましても、先ほど説明させていただきましたとおり、一応、それぞれの地元からのお話を聞く中で、徹底をさせていただいておりますので、音羽町の方々も音羽町がなくなるということには、ご了解をいただいているというふうな考え方で事務局ではおります。
以上でございます。

会　　長　　音羽の方、よろしいですね。いいですか。
はい、どうぞ。

青井委員　　この新しい住所というのは我々の町名ですね。町名は我々のこれから住所になるわけですね。しかもハガキ1枚、これから出すについても、必ず書かなければならないことで、大事な非常に緊密な問題だと思うんですけども、今、うちの音羽の場合には、御津もそうですが、地元でいろいろご相談なさったという話ですけれども、どんなふうにしてどういう期間でご相談なさったのか、ちょっと内輪のことをここで申し上げてはいけないかも知れませんが、知らないわけですけれども、その辺いかがでしょうか。

会　　長　　前岨委員さん、どうぞ。

前岨委員　　基本的には、区長さんに地元の意向をということで、全部のお話、一番全員にというわけにはいかないものですから、区長さんにお話しして、それから総代会にお諮りして、いろいろな意見を聞きながら最終的にこういう形になったということで、前回のときもそうでしたけども、青井さん赤坂にお住まいですので、一つの意見を申し上げると、赤坂町、赤坂というのは宿場で歴史的な名前なんですね。御油町があって、赤坂町がないというのは、住んでいる人が非常に赤坂町がほしいという意見が前に随分あったんですね。

いろいろな考え方あると思うんですけど、基本的には区長さんを通じ総代さんのご意見で4つの大字の名前で結構ですよというご返事をいただいたものですから、そういうことで事務局にもご返事申し上げて、原案になったということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

会 長 山口さん、どうぞ。

山口委員 御津町ですけども、私どもは議会の議員の皆様、それから区長さんの皆様で、まずご意見を伺いました。その中では、御津町と名を関するというのが大半でありました。

それから、合併研究会の報告会を開いたときに、住民説明会をやったわけでありまして。その中で、出席者の方に、住所について御津町という名を残すことについてどうかというようなことで挙手をしていただきました。大体、参加者の6割の方が御津町という名を残してほしいという方向で挙手をされております。中には、長すぎるというご意見もあります。しかし、御津町の歴史認識からいきますと、御津という名前を残してほしいと言われる方が大半であったと、このように承知をいたしております。

以上です。

会 長 青井委員さん、どうぞ。

青井委員 私の個人の意見というか、考えとして申し上げたいのは、御津町さんと比べると、御津町さんは従来にも町があつて大字があつて字があつて地番があつてこうなっていた。音羽も同じことなんですね。それで御津町さんはずっと大字の名前を残したし、字の名前も残ったと。音羽は音羽をとるか従来の赤坂、あるいは長沢のどちらをとるかということで、例えば赤坂を言えば、ある程度歴史的な流れもあるし、いろいろあるで、音羽をとるよりも赤坂をとると、それを音羽はやめたと、こういうことだろうと思うんですけども、ここは協議会ですので、音羽も豊川市音羽町赤坂何とやっても御津ができるならできないことはないような気もするわけですが、それは私強いてとは申しませんが、私はそういう感じがいたします。

会 長 ほかの方、ご意見がありましたら、どうぞお出してください。
はい、どうぞ。

関森委員 音羽町の立場でちょっと発言させていただきます。全く違うことを言います。

まず、音羽という町名になくなることに対して、哀愁があるかないかと言えはあります。しかし、本来、やはり音羽とか、音羽の中でも合併のときに音羽というのはできた名前です。もともとは赤坂とか長沢というのは江戸時代とかそういうものからあって、むしろ、そちらの方を我々は残していくということの方が基本ではないかというふうに考えていますので、私は音羽町というものにはこだわりません。

以上です。

会 長 はい、いかがでしょうか。豊川の人には意見はないわね。無理に言わなくてもいいけど、どうぞ。

寺部委員 幹事会でも、たしかにこの議論がありました。基本的には、それぞれの市町の意向を尊重させていただくということで決着をしたということですけれども、投票をしたわけでも、それから、あくまで特別な調査をしたわけでもありませんけれども、一宮町さんと旧一宮町と合併をした中でも、一宮町の場合はどちらかという、音羽町さんと同じような感覚で分かれていただいております。なかなかいろいろな意見があるようでして、どちらかという若い世代の方は、短い方がすっきりしていいんじゃないかと。例えば豊川市1丁目1番地、それでもいいじゃないかというような、極端なことを言いますと、どうもそういう傾向にあるなというのが全体的な話です。確かに、昔からのいろいろないきさつとか、御津の方のご意見あたりは、いろいろ神様だとか何とかのいろいろの昔、神様の、どうもその名前をとったような住所が多いというような。だから、なかなか変えられないよというようないろいろな意見もあります。

したがって、そういうことで大体地元から出てきたものを尊重したということですけれども、傾向としては、どうも若い方はどちらかという短くというような傾向であるという話は、いろいろな話の中で出てきておりました。状況はこういうことです。

以上です。

会 長 今、幹事長として幹事会の報告があったわけですが、6割という話で山口委員さんがおっしゃったけれども、4割の方が大体そういうことですか。

山口委員 長過ぎる。

会 長 長過ぎる。西方日暮という、長いか短いかに別にして、ただ、会長として皆さん方に慎重にお願いしたいのは、隣の新城市がご存じのように鳳来町が消滅して、それぞれ新城市門谷町とかになりましたね。合併が調印され、国の方の内閣の決定まで行った段階で終わってから、鳳来町を残せと。これは非常に難しく、地名とか、あるいは名字を変えるようなものでして、なかなかそこは難しいんです、一たん決めちゃうと。

そこで大勢の方、特にそれをおまとめいただいた方のご苦労が大変だと思いますが、一たん決めたらもう変わらないよという認識をきちっと持っていたかかないと、したがって、こういった協議会は法定協議会という形になっているわけでごさいます、両方ともそれぞれメリットのある話でしょうし、どちらが正しい、どちらが正しくないという問題でもないものですから、大勢の方が、その時点において、ご決定されたことで議決するしかないかなと、こういうふうに会長としては思っております。なお、意見があればどんどんお出してください。いかがでしょうか。

芝田委員 赤坂に住んでいるわけでありまして、今、総代をやっているわけでありまして。総代会において、区長がこの件について議題を出して、議論をいたしました。反対者が1人もいなかったということで、総代会では赤坂町でいいということで決まったということです。

会 長 全会一致だったんですね。

芝田委員 全会一致で総代会では決まったということです。

会 長 二村委員さん、どうぞ。

二村委員 私も唯一心配したのは、音羽米のグループの方たちが音羽町の言葉を使っているから、その点ですごく心配したんですが、それも全然ブランド品として名が通っているから心配ないだろうとおっしゃるので。それと、先ほど寺部さんがおっしゃったみたいに、若い層はある程度、長さを気にするんです。だから、私の周りで聞いたところは、赤坂町からでいいじゃないかということ。それから歴史的に赤坂をなくするよりも、音羽町を取った方がベストという意見が多かったように思います。

以上です。

会 長 そうですか。音羽というのは、音羽川と、それから音羽蒲郡インターと。東名の場合、会社とかいろいろなことを聞きますと、全国的に、一

たん決めたインターチェンジの名前は変更なしと。どのように合併されようと、これは全国的に廃止される以外はありません。こういうのが高速道路のどうもきまりらしいです。したがって、豊川と一緒にしても音羽の蒲郡インターはそのままで。これは会社の決定ですから。

御津は御津町というのがなくなった場合は、何か御津という名前はおありですか。ないですね。御津浜だな。

山口委員 御幸浜です。

会 長 御幸浜ですか。

山口委員 御幸浜とか、安礼の崎だとか、それから佐脇浜という、そういう名前になっているもので。御津浜という地名はない。

会 長 山はないね。

山口委員 山は御津山。

会 長 御津山があるね。

山口委員 それから御津川。

会 長 御津の町議会の方ではいかがだったですか。

山本委員 先ほどうちの副町長からあったとおり、説明会の折にも町民の方に挙手を求めて、その場で話を決めました。全員協議会の場合でも12名中、6名が賛成だと、御津町をつけるに賛成だと。町民の方々からも、町名を残してほしいというような声も各議員には届いている。中には、確かにこの際だから短くしていただきたいという意見もありましたけれども、区長会等々話を聞く中で、総合的に判断しますと、ここに提案されたことでいいです。

会 長 ただいまのお聞きのような議会の方の考え方ということでございます。それでは意見も出尽くしたと思いますが、それでは採決をとってよろしいですか。

それでは、町名、字名の取扱いについて、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それではなしということでございますので、本案は原案どおり可決されました。

会 長 それでは続きまして、協議事項(4)でございます。「一部事務組合等の取扱い」について、ご審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、協議事項(4)、「一部事務組合等の取扱い」についてでございます。先ほど、局長の方からも申し上げましたが、事前に配付させていただきました資料の差しかえがございます。大変申しわけございませんでした。会議資料の4ページ及び横長の参考資料の2ページについては、本日お配りした資料の方をごらんいただくように、よろしく願います。具体的には2番目の項目、広域連合が追加ということになっております。不手際がございまして、大変申しわけございませんでした。

それでは、縦長の方の会議資料の4ページをごらんください。

内容といたしましては、

1. 一部事務組合

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって、豊川宝飯衛生組合及び愛知県市町村職員退職手当組合を脱退する。

御津町は、合併の前日をもって宝飯南部学校給食組合を脱退する。

2. 広域連合

音羽町及び御津町は合併の前日をもって、愛知県後期高齢者医療広域連合を脱退する。

3. 協議会

音羽町及び御津町は合併の前日をもって、宝飯地区広域市町村圏協議会、及び東三河地方教育事務協議会を脱退する。

4. 共同設置機構

音羽町及び御津町は合併の前日をもって、宝飯郡介護認定審査会を脱退する。

5. 事務委託

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって、豊川市に対する消防事務、愛知県に対する公務災害補償認定委員会、公務災害補償審査会、及び公平委員会の事務の委託の規約を廃止する。

6. 土地開発公社

音羽町及び御津町の出資金を新市に引き継ぐものとする。

7. 共済組合

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって、愛知県市町村職員共済組合を脱退するというものでございます。

現在、1市2町におきましては、一部事務組合を始めとしまして、ほかの市町村と共同で処理をしている事務が幾つかありますが、その取扱いについて定めたものでございます。

基本的には、2町が合併の前日をもって、それぞれの規約を廃止する。あるいは、それぞれの組合を脱退するという事務手続が必要になるものです。事務事業の中身、そのものにつきましては、今までと同様に、新市に引き継がれて行われることとなりますので、あくまで事務手続上の確認ということで、ご理解いただきたいと思っております。

なお、追加となりました広域連合の項目についてですが、具体的には75歳以上の後期高齢者医療に関する事務については、来年度、平成20年度から県内全市町村で構成される広域連合を運営主体として実施するものになるところです。この広域連合についても、制度の施行前ではございますけれども、既に、この3月に広域連合は設置されておりますので、2町においては、ほかの組合などと同様に、脱退の手続が必要になるというものでございます。

説明は以上でございます。

会 長 ただいま説明のありました一部事務組合等の取扱いでございますが、たくさんございますので、どなたからでも、どこの分野からでも結構でございます。ご質問等ありましたら、ご意見を出してください。

はい、二村委員さん。

二村委員 1番の一部事務組合の件ですが、御津と音羽町が退職組合手当、この組合を脱退する場合の違約金とか、そういうものの金額がわかりましたら教えてください。

会 長 事務局の方でお願いします。

事務局 今までに払い込んだ負担金と退職手当で払われる額の、原則的にはその差額で清算をすることになりますが、一応2町で1,000万円以上の還付金があると。違約金ではなくて、お金がこちらに入ってくるということで、現状での試算ではそういうふうになっております。これから退職者の方がたくさん出ればまた話は別になると思うんですけれども、現状の試算ではそのようになっております。

会 長 ほかにございますか。特に、2町の役場の職員の皆さん方のご心配は、

現在の都市共済組合ですね。都市共済組合の身分が、愛知県9市健康保険組合になるわけです。そうしますと、どういうことになるかと言いますと、都市共済組合の場合と9市健康保険、この9市というのは、豊川、安城、刈谷、碧南、豊田、瀬戸、津島、瀬戸市は公立陶生病院というのがあります。こういった健康保険組合をつくっております。春日井も入っています。我々のところに、春日井が入っています。この9つの市、約3万人以上の市の職員がつくった健康保険組合がございます。そこの職員の仲間入りをするわけです。そうすると、今まで都市共済に払い込んできたお金が、すべて9市健康保険組合に入ります。ちなみにこの9市健康保険組合というのは、この4月まで私が理事長をやっておりますので申し上げますが、全国で一番優良な健康保険組合でございます。

したがって、どうでしょう。大変有利だと。では、今までの都市共済組合と比べると、かなり健康保険、9市健保に入っている場合は、初診料等非常に有利であると。これはどういう理由かということ、非常にこの9市が恵まれた市であるということです。豊橋や岡崎や、これは市役所、自分たちでつくっております。一宮市もそうです。これよりも、9つの9市がつくった健康保険組合は、前理事長として圧倒的に有利、全国一であると。こう申し上げておきたいと思えます。

したがって、役場の皆さんは、かなりこれで有利な立場にあるということをお知らせいたします。

ほかにご心配がありましたら、どうぞ出していただいて、そこではっきりご理解いただきたいことがたくさんございますので、いかがでしょうか。よろしいですかね。開発公社についてはよろしいですか。この出資金及び今現在、ここからお借りしている両町の問題も、すべて豊川市が引き継ぐという内容でございます。ここでは、説明の出資金だけだと思っておりますが、現状でこれをご利用いただいている、開発公社をご利用いただいているものがあれば、それも引き継ぐと、こういうことでございます。

何か追加の説明がありますか。よろしいですか。事務局の方。いいですね。皆さん方の方でなければ採決をとらせていただきます。よろしいですか。

それでは、特にご意見もないようですので、一部事務組合等の取扱いについてを原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、ありがとうございました。ご異議なしと認めます。よって、
本案は原案どおり可決されました。

続きまして、協議事項(5)に移ります。「国民健康保険事業の取扱い」についてであります。ご審議をお願いします。事務局から説明をしてください。

事務局

それでは、協議事項(5)、「国民健康保険事業の取扱い」についてでございます。資料は5ページをごらんください。また、あわせましてA4横長の参考資料3ページをごらんください。

国民健康保険制度については、豊川市の例により保険料とする。保険料率については、豊川市の例により統一する。ただし、現在の音羽町及び御津町の地域については、平成21年度まで不均一の賦課とする。

結核医療付加金支給事務については、豊川市の例により市域全体で実施するというものでございます。

1市2町の現状につきましては、参考資料の3ページの表のとおりでございます。保険料等で大きく異なりますのは、豊川市の方は「保険料」という形で、2町の方は「保険税」という形で行われていること、それから保険料率に違いがあるということでございます。「保険料」と「保険税」の選択は、市町村の任意の選択となっておりますので、新市におきましては、豊川市が採用している保険料を採用するというものでございます。

保険料率につきましては、資料にありますとおり1市2町で差異がございます。これにつきましては、豊川市の例により統一する。ただし、現在の音羽町及び御津町の地域につきましては、現在の豊川市より低い水準にございますので、平成21年度まで不均一の賦課とし、激変緩和を図っていくものでございます。

平成21年度までとしたのは、第3回の協議会で決定していただきました都市計画税の不均一課税の周期とあわせたものでございます。

保険給付事業につきましては、ほとんど差異がございませんが、参考資料の一番下のところがございます結核医療付加金支給事務につきましては、現在2町では行われておりませんので、豊川市の例により新市の市域全体で実施するというものでございます。

説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明は、国保の事業の取扱いでございます。ご意見がありましたら、どなたからでもご発言をお願いします。平成21年まで激変緩和で現在から順次いくと。平成21年ですから、はい。いかがでしょうか。芝田委員さん、どうぞ。

芝田委員

「保険料」と「保険税」では、この滞納者の不納欠損というのが期限

が違ふと思う。例えば5年とか2年とか、そういう違いによって多くの滞納していた人たち、それが資格証明書などの問題、そういう面において憂慮されている人たちが厳しい状況に陥るといふようなことはないかね。

会 長 「税」と「料」の違いによって滞納者がふえたり、いろいろなことがございませぬかということですが、これは合併協議会の方ではわかりないうね。わかりますか。

事務局 「保険料」と「保険税」の関係では、委員ご指摘のとおり、消滅時効の期間が保険料では2年、それから保険税では5年となっておりますので、後のこれ、消滅するときには年数が違っておるわけですが、先ほど言われました、資格証明書にかかわるといふ話については、どちらも対応的にはそんなに変わらないのではないかなといふふうに考えておりますけれども、済みませぬ、詳しいことは担当じゃないと確認がとれませぬので、申しわけございませぬ。

芝田委員 要するに結果は、検討して調整してほしいということ。不利にならないといふうな。やむを得ず滞納しているんだから。

会 長 保険料の滞納というのがあります。激変緩和の期間の間に調整して、この方ができるようにしていきたいということでありませぬ。急に一緒くたにはならないと、こういうことございませぬので、よろしいでしょうか。ご意見がありましたら、お願いしましませぬ。

それではご意見もないようございませぬので、採決をとりたいと思ひませぬ。国民健康保険事業の取扱いについてを原案どおり決することに異議ありませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議なしと認めませぬ。よって、原案どおり決しましませぬ。

それでは、協議事項(6)に移りませぬ。「各種事務事業の取扱い 福祉関係事業」についてを審議をお願いしましませぬ。それでは、事務局から説明をお願いしましませぬ。

事務局 資料は6ページをござらんください。

福祉関係事業1から5までございませぬが、続けて説明をさせていただきます。

まず1番目、「福祉医療について」でございます。

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取扱うものとする。
精神障害者医療支給事業については、豊川市の例によるというものでございます。A4横長の参考資料4ページをごらんください。

福祉医療につきまして、1市2町において、差異のある精神障害者医療支給事業について記載させていただいております。比較いたしますと、対象となる方、助成の範囲が異なっておりますが、新市におきましては、豊川市の例により実施をしていくというものでございます。

2番目は、「保育事業について」でございます。

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取扱うものとする。
ア、保育料及び主食代並びに休日保育。

豊川市の例による。

イ、延長保育、障害児保育及び一次保育。

豊川市の例による。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、指定園については、新市において調整するものとする。

ウ、乳児保育。

豊川市の例による。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、施設状況により受け入れ不可能な場合については、新市において調整する。

エ、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）。

豊川市の例による。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、新市において制度のあり方について検討するというものでございます。

横長の参考資料の5ページをごらんいただきたいと思っております。

保育料につきましては、1人当たりの平均保育料と徴収基準額表が記載してございます。主食代につきましても1市2町の現状が記載してございます。資料にありますとおり、金額的に差異がございます。また、休日保育につきましては、資料にはございませんが、2町では実施しておらず、豊川市だけが実施しているものでございます。これらの項目につきましては、豊川市の例に統一をしていきたいというものでございます。

続きまして、参考資料の6ページをごらんください。

延長保育、障害児保育及び一時保育につきましても、豊川市の例により統一をしていきたいというものでございますが、延長保育で申しますと、保育時間、保育料等が異なっていること。障害児保育と一時保育では、実施している園とそうでない園があることから、今年度は現行のとおりとし、指定園については、新市において調整をしていきたいというものでございます。

乳児保育につきましても、豊川市の例により、統一をしていきたいというものでございますが、1市2町で入所可能月齢及び実施園について

差異がございますので、今年度は現行のとおりとし、施設状況により、受け入れ不可能な場合については、新市において調整するというものでございます。

それから放課後児童健全育成事業につきましては、1市2町でそれぞれ運営されてございますが、これにつきましては、実施主体が異なっておりますし、それぞれ地域に根差した活動をしておりますので、合併する年度は現行のとおりとし、今後、新市において、制度のあり方について検討してまいりたいというものでございます。

縦長の資料7ページをごらんいただきたいと思います。

続きまして、3番目、高齢者福祉事業についてでございます。

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取扱うものとする。
ア、ひとり暮らし高齢者ガス安全対策事業、訪問理美容サービス事業、在日外国人高齢者福祉手当及び家具転倒防止器具取付等事業。

豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

イ、在宅寝たきり高齢者等介護者手当。

新市においては実施しない。

ウ、介護用品支給事業、敬老金支給事業。

豊川市の例によるというものでございます。

横長の参考資料7ページをごらんください。

高齢者福祉事業について、差異のあるものについて記載をしてございますが、すべて豊川市の例により統一するというものでございます。

ひとり暮らし高齢者ガス安全対策事業から家具転倒防止器具取付等事業につきましては、町において実施していないものがございますので、新市におきましては、豊川市の例により実施をしていくというものでございます。

在宅寝たきり高齢者等介護者手当につきましては、原則として豊川市では実施しておりませんので、新市においては実施しないものとし、介護用品支給事業と敬老金支給事業につきましては、1市2町でそれぞれ実施しているものですが、豊川市の例により統一していきたいというものでございます。

続きまして4番目、障害者福祉事業についてでございます。

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。

ア、在日外国人障害者福祉手当、ガイドヘルパー派遣事業、訪問入浴サービス事業、身体障害者自動車改造費支給事業及び家具転倒防止器具取付等事業。

豊川市の例により市域全体で実施するよう調整するというものでございます。

参考資料の8ページをお願いいたします。

これらの事業につきましては、原則として町では実施しておりませんので、豊川市の例により新市の市域全体で実施するよう調整するというものでございます。

それから、イの障害者手当につきましては、豊川市の例によるというものでございます。

参考資料9ページをごらんください。

障害者手当につきましては、資料にありますとおり、1市2町で差異かございますが、新市におきましては、豊川市の例により統一していきたいというものでございます。

続きまして、縦長の協議会資料7ページにあります児童福祉事業についてでございます。

新市における単独の遺児手当については、豊川市の例によるというものでございます。A4横長の参考資料10ページに、現在の1市2町の現況が記載してございます。受給対象者は、豊川市と音羽町は同様となっておりますが、御津町では要件が異なっております。受給対象者につきましては豊川市の例、これは愛知県遺児手当の基準と同じものとなっておりますが、愛知県遺児手当の基準により実施していくというものでございます。手当額につきましても1市2町、それぞれ異なっておりますが、新市におきましては、豊川市の例により統一していきたいというものでございます。

説明は以上でございます。

会 長 現在は、福祉関係事業の取扱いの説明であります。たくさんございますが、どこの分野からでも結構でございます。ご質疑等をいただきたいと思っております。はい、どうぞ。

関森委員 まず、保育の方で2点を質問させていただきます。

働く女性、お母さんにとっては、最大の関心事ですので、保育についてちょっと2点ばかり。

1点は、延長保育について音羽町も延長保育をやっているわけですが、豊川市も22園やっていると。その中で、豊川市の方は延長保育は7時30分までということになっているわけですが、音羽町の2園が夜の7時まで。こういったものも調整するというような形になっていきますけれども、これはどういうふうになっているかということと、もう1点が、実は合併して音羽町の方が、豊川市と同じ新市になるわけですが、音羽町の方が豊川で職を持っていると。その場合、豊川の職場の近くに子供を預けたいというような希望の方もみえるわけですね。そういった

場合に、そういったことが可能なかどうか。その2点について、まず保育のことについてお聞きしたいと思います。

もう1点、放課後事業の児童クラブの方ですけれども、これは音羽町の場合、やっと町長たちもいろいろな苦勞をしていただいて、公設公営の児童クラブをやっと立ち上げることができたんです。実は、そこのお母さんたちの最大の関心も、やはり延長をやっていただけるかどうか。豊川の場合ですと、今6時になっているんですが、やはりお母さん方がほとんど希望されるのが、7時までやってほしいということが希望なんです。その点を、今後合併年度はオーケーだよということになっていきますけど、その後、検討されるということですが、どういうふうになっていくのか方向性だけでもお示ししたいと思います。

会 長 それでは事務局からお願いします。

事 務 局 それでは、まず第1点目の延長保育についてでございますけれども、委員ご指摘のように、現在、豊川では32の保育園中、18時までが22園、それから19時30分までが10園というような形で実施をしております。したがって、今後もこの範囲内で延長保育を実施していくというような形になってくると思いますので、例えば今現在実施をされております音羽町さんの7時までの部分が、最大7時半に延長するような形も出てくるのではないかなというふうに考えております。ただ、どの園もすべて7時半までという形にはならないのではないかなというふうに考えております。

それから2点目の豊川市内の、要は、勤め先の近所に入所ができるかというお話でございますけども、保育所については、小学校等のように学区区みたいなものがございませんので、現在も豊川のやり方としては、市内全域の保育所で対応できるところで対応するというような形をとっておりますので、保護者の方が、その先の近所の保育園を使いたいというお話であれば、十分対応は可能ではないかなというふうに考えております。

それから3点目の放課後児童健全育成事業の関係でございますけれども、現在、豊川では平日18時までということで、音羽町さん、それから御津町さんともに、音羽町さん延長の場合は19時まで。御津町さんは、それぞれ19時までというような形になっております。

したがって、そこの部分に差が出てくるわけですけれども、委員のご指摘のように、子供さんの状況等もいろいろあると思いますので、ここでは一応新市について合併する年度は、そのままの形でいきまして、新市において制度のあり方を検討するというところでございますので、そ

ういった部分も検討することの中に含まれてくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

会 長 将来にわたっては検討する課題であるということです。ほかにございますか。どうぞ、鈴木さん。

鈴木(冷)委員 御津の今の児童クラブの方ですけれども、7時までということが、合併後、延長というか6時ということで変更になる可能性もあるというふうに思っていないといけないんでしょうか。

会 長 はあ。

鈴木(冷)委員 延長時間ですけれども、今御津の場合は、児童クラブが7時までとなっていますので、それをどのように検討してくださるということですが、合併後というのは間近ですので、合併後に全体がそういう調整できるまで19時と思ってよろしいのか、どういうふうに受けとめたらよろしいでしょうか。

会 長 現行どおりを引き継ぐものとして、新市においては調整すると、こういうことでございますのでね。

事務局 今、会長からもお話がありましたように、現在、子供さんを既にお預かりしているわけですので、そこにありますように、一応3月までの部分については、現行のとおりでいきたいというようなことでありまして、新市において制度のあり方について検討するというときに、先ほど言いました時間の違いだとか、それから保護者から徴収している費用等も差異がございますので、その辺は調整をして、新しい年度で対応ができたかなというふうに考えております。

会 長 はい、どうぞ。

鈴木(冷)委員 その3月まではそうで、その後ですが、もうその時点で3月までのときには、もうそれ以降がどのようになるかというのは、もう結論が出るわけですね。当面のその後の…。

事務局 例年、児童クラブの入所の受け付け等が、3月ぐらいになされるのではないかなというふうに考えておりますので、当然、その後の1年をお預

かりする、申し込みを受け付ける段階ぐらいいまでは、先ほど申し上げました差異のあることについて調整が進められるのではないかというふうに考えているということでございます。

会 長 幹事長。

寺部委員 これは仕事の進め方の話になってくると思うんですけども、こういう非常に大きな項目、こういう場所で決めさせていただくということになるんですけども、例えば保育園の保育のあり方の問題だとか、それから延長時間だとか、そういう問題については、豊川市でいうと福祉部の子ども課が全園を一応管理をしていると。担当していると、こういうことです。

そこが中心となって、それぞれの園長さん、そういう方を集めていろいろな話をすると。そのときに、当然のことながら、これで正式に合併の議決をいただくということになりますと、これはあとは手続をずっと進めていくと、そういう中で音羽町さんの何という課かわかりませんが、うちでいう子ども課というような課の職員だとか、音羽町さん、御津町さん、両方来てもらって、それでうちの方の子ども課と一緒にあって、どういう形で整理をしていくのがいいのか。それから、当然、そこには予算も伴ってまいりますので、新年度予算をつくっていく議論もその場でしていくということですので、そこら辺の問題については、現場の方で十分議論をして、適切な答えを出していく、もらっていくと、こういうことになろうかと思えます。

ただ、あくまでこれは原則論で載せてありますので、特殊な条件だとか状況があれば、現場の方でいろいろな考え方を整理して、費用等が相当かかるということになれば、最終的には新年度予算の予算要求の段階で財政サイドと調整をしていくと。こういう進め方になってこようかと思えます。したがって、ただいまの事務局の方が言いましたように、3月まではこのまま行って、それ以降についてはこのまま行くのか、変更をして行くのか、そこら辺の整理整頓を豊川市の職員だけではなくて、御津の職員も音羽町の職員も入ってもらって、それでその中で議論をして整理をしていくと。

特殊な地域の問題もあろうかと思えますので、そういうような形で、それぞれどの分野もそれをやってまいります。保育園だけではなくて、児童クラブもそうですけれども。ですから福祉部も、それから教育委員会も、いろいろな事柄がそれぞれ異なっておりますので、その作業は今後、秋に精力的に部単位でやらせていただくと、こういうことになります。

会 長

よろしいですかね。

今、どうのこうのといつて答える人もいないし、将来、そういう要望があったという議事録は載りますので。心配してもきりが無いし。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大体、今、副市長が言ったような方向で、住民のサービスが低下しないという原則も決まっておりますので、そういう検討の中で行われていくということでございましょう。ご意見もなければ、ただいまの福祉関係事業について原案どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長

それでは、こういった方向で福祉関係の事業を進めていきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは協議事項(7)に移ります。今度は教育関係事業についてでございます。「各種事業の取扱い 教育関係事業」の説明をお願ひします。

事務局

それでは、協議事項(7)、「各種事務事業の取扱い 教育関係事業」についてご説明いたします。

資料は8ページをござらんください。

教育関係事業としましては、学校給食に関する事項でございます。

学校給食の調理方式については、現行のとおりとし、新市における給食センターのあり方等を検討した後、給食センター方式として統一する。給食費については、現行のとおりとし、新市において検討するというものでございます。

現在の調理方式、施設の規模等、こちらにつきましては、A4横長の資料11ページをござらんいただきたいと思ひます。

豊川市につきましては、4つの給食センターにおいてセンター方式で実施しております。音羽町につきましては、各小中学校で調理を行う、単独校方式で実施しております。御津町につきましては、豊川市と同じくセンター方式で実施しております。

資料の下の方には、1食当たりの給食費の現状が記載してございます。それぞれ小学校、中学校ともござらんのとおりでございます。

給食につきましては、新市においても現状の施設を生かして、現行のとおり実施をしていく中で、新市におけます給食センターのあり方を検討した後、給食センター方式として統一していきたいというものでございます。

給食費については、若干、豊川市の方が安い現状でございます。これにつきましては、給食費の主なものが、食材費ということであり、各給食センターや学校における食材の購入方法等に地域差があり、特に、豊川市においては、一括購入によるスケールメリットが働いているといった理由からくるものでございます。

給食につきましては、合併後の新市において、現行のとおりとすることから、給食費につきましても、食材の購入方法等の地域差があることを踏まえ、現行のとおりとするものですが、新市において検討を加えていこうというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長 　　ただいま学校給食を中心に、教育関係の事業について説明がありました。ご意見を出してください。鈴木委員さん、どうぞ。

鈴木(総)委員 今現在、御津町がこれで宝飯南部学校給食組合を脱退することにより、小坂井町と今2町で運営をしているんですけど、これからの職員の待遇とか、そういう配慮はどうなされるのかをお伺いをいたします。

会 長 　　それでは、幹事会等の意見もあると思いますので、幹事長。

寺部委員 　　南部の組合の話なんですけど、実は、これにつきましては、うちの教育委員会の学校給食課が中心となって、当然、小坂井町さんも入っていただくわけですけれども、これから真剣な議論に入ってこようかと思いません。

現在、この組織が一部事務組合だものですから、これは公務員であるということですので、解散を前提に今話をさせていただいておまして、解散をした場合においては、豊川市の方が、職員の皆さん方については、処遇については責任を負っていくということで話をさせていただいております。当然相手があることですから、なるべく円滑に話を進めるようにということでやっておりますけれども、今、申し上げたように職員の処遇の問題、それから財産の問題、ここら辺が一番大きな問題かなど。

ご質問にありました職員については、解散した場合は、豊川市があつた施設を受けて、それで小坂井町さんから委託を受けてつくってお渡しをすると。当然、費用負担はいただくわけですけど、そのときにその職員の方の処遇については、うちの方が責任を負いましょうと。そういうことで今話をさせていただいております。

こんな状況でございます。

会 長 よろしいですか。はい、その件ですか。鈴木さん、どうぞ。

鈴木(總)委員 今後、御津町への給食の提供とかいうのは、あそこから、宝飯南部から提供を受けるわけですね。

会 長 はい、どうぞ。

寺部委員 おっしゃるとおりになります。豊川市の場合、旧一宮町のところにも給食センターもあります。センター方式でやっているんですが、その施設も少し古くなってきておりますし、今回の音羽町さんと御津町さんの合併で、学校の給食の問題もどうしても再議論する必要が出てきております。したがってなるべく早いうちに、どういう形でどこら辺の場所に給食センターのようなものを、改築といいますか、新しい形でつくっていくのかとか、どうするのか、そこら辺を1市3町になるものですから、それで給食センターのあり方を総合的に検討していきたい。差し当たっては、あの施設を今使っている施設を使わせていただくようになろうかというふうに思います。

以上です。

会 長 ほかにご意見がありましたら。はい、鈴木委員さん、どうぞ。

鈴木(冷)委員 豊川市から、小坂井町は委託というような形になるんですか。

会 長 寺部委員さん。

寺部委員 そういう方向で、今検討をさせております。というのは、正式にいきますと、御津町さん、これなくなるわけです。形は脱退という形になるかと思うんですが、そうすると相手がいなくなると。ですから、小坂井町さんだけだものですから、一部事務組合というものが存続しなくなるわけです。ただ、合併特例法の範疇で、豊川市が引き継ぐということはできるにはできるんですが、一部事務組合を、うちの方がまたもう1つ持つというメリットがないです。新しい議会をつくってみたり、普通にあれを普通の給食センターにすれば、うちは学校給食課の範疇でほかにも幾つかありますので、それと同等の扱いにして、ピラミッド方式でやれるわけです。そうすると、豊川市の子供さんは同じ考え方のもとに給食が提供されるということになってくるものですから、一応我々の方としては解散という方向で小坂井町さんと積極的に話をこれからしてい

くという考え方で今調整中でありませう。
以上です。

会 長 鈴木委員さん、どうぞ。

鈴木(冷)委員 心配事の一つとして、今は御津町のことだけではなくて、小坂井町さんも一つ残るといふところで、今まで一緒に給食組合でしていて、処遇の問題なんか早くどういふ処遇になるかといふことが、確定が早くないと、職員さんが不安になって、今まで手なれたいい職員さんが、ほかに異動されるといふような空気もありそうなので、そうすると御津町も小坂井町も子供さんの大事な食のことなので、滞りがあつてはいけないうことですし、今までの職員の方たちが手なれている方たちが、とどまっていただけるような処遇を考へていただけるといいなと願つております。よろしくお願ひします。

会 長 給食については、豊川としても、これは民営化したわけです。私が責任を持ってやつたんです。それでかなり、これは財政問題を含めて、民営化した方が、確かに食事もすべてアップするだろうといふことで、現在の給食をつくつている豊川市給食センターは、実は東京の方の慶応大学を始めとする学食を運営している会社が入札で落としたわけです。その後、それが豊川市の給食センターは運営しているわけです。

したがつて、子供の意見もいろいろ聞きますと、確かにノリタケチェーンの高級品とか、今、子供たちの食事の食器も変わったし、いろいろやつていふわけです、評判はいいと思つております。

ところが、それで全部ができたわけではないんです。第2次として、中学校も含めて、今度はほかの残つた分野をやろうとしていふ矢先、合併協議会が始まつて、一宮町が入つてきたわけです。一宮町は、非常に古くてかなり老朽化していふものですから、それを直す約束でいたところ、今度は御津と音羽のこいう問題が起こつたわけです。だから、豊川としては、当初の計画どおりいかなかつたんです。一宮町には特例債があるものですから、かなり確約してしまつたんですよ。こいう状況にございますので、そここのところで、私は実は数カ月前、本市の教育長、それから音羽、御津、皆さん教育長にお集まりいただいて、この合併の問題で小坂井がお困りになるよなことがおありだといふことはお聞きしてありますと。それは、もう平成11年の問題のときから起こつていふわけです。給食を含めて、あるいは教員配置の問題を含めて。

鈴木さんが今おっしゃつたのは、まさしく小坂井の意見です。小坂井の方々にしてみれば、子供を泣かすわけにはいかないうわけです。しかし、

豊川としても豊川が泣かしたと言われたくないと。だから、私ははっきり申しました。子供の学校給食については、「豊川は全面的に引き受けるから、小坂井さん、それはご心配なく。ただし、一部事務組合については、これは御津と小坂井がおやりになっていることだから、御津の町がおなくなりになることによって、これは当然解散なんですよ。豊川は、委託事務としてお引き受けいたしますと。小坂井の子供さんに迷惑をかけてはいけないので、そこまでは配慮いたしますと。消防と同じように委託事務として、私どもはお宅の面倒は見ます」と。

これが私が教育長さんたちにお伝えした内容でございまして、もうこれは数カ月前なんです。したがって、どのように町民の方にお伝えされているかわかりませんが、私はかなり豊川市としては、子供に影響を与えない話というのはきちっとしているはずだというふうにご理解をいただきたいと思っております。

したがいまして、こういった方式で、行財政改革の中で将来にわたっては、豊川市としては第2次給食センターの改築を目の前にして、合併協議の中で、随分今、一部の子供たちには大変に遅らせてしまっているわけです。この中で、一宮町の問題が、特例債があるから確約しているわけです。ただし、それも含めて、それも遅れているわけです。この現状をご理解いただきながら、きちっと将来にわたってできることが必要だなど、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

ほかにご意見ありますか。

それでは、教育関係事業について採決をとりたいと思えます。原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。それでは本日の協議事項は以上で終わりでございます。事務局から、その他についてありましたらお願いします。

事 務 局 それでは、事務局から第5回の合併協議会について説明をさせていただきます。

合併協議会、今まで5回までをここの協議会室で開催をするというような形でご案内をしてきましたけれども、今回、会場を豊川市民プラザ、プリオⅡの4階にあります市民プラザの方に移して、時間は同じ1時半から開催をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

第5回目の議題としましては、現在、県の方に、新市基本計画につい

て協議をお願いしておりますので、その結果が出次第、その計画について協議をお願いしていく予定でございます。

実は、会場を変更しました理由でございますけれども、この5回会議の議題が承認されましたら、会議の後、引き続き、豊川市民プラザで合併協定調印式典を開催させていただく予定になっております。

ただいま資料をお配りしましたけれども、この資料は合併協定調印式に関するご案内でございます。

本日の協議によりまして、合併協定項目全24項目のうち、新市基本計画を除いて、すべての項目について調整が終わりました。協議が終了しましたので、本来であれば、新市の基本計画の協議もすべて終了した上で、合併協定調印式のご案内をするのが本意でございますけれども、今後のスケジュール等をおかんがみまして、次回の会議で新市基本計画をご承認いただけるということを前提条件として、本日ご案内をさせていただいております。合併協定調印式には、これまでの合併協議の集大成である合併協定書に関係者が署名調印を行い、今後、2町が合併の申請手続に入るといった区切りの式典であります。

開催日時につきましては、先ほど申しあげました8月6日、月曜日の午後2時30分から協議会終了後、1時間程度を予定しておりますので、正式な案内につきましては、また、後日送付させていただきます。しかし、ご予約の方をよろしく願いをいたしたいと思っております。

案内の予定者といたしましては、合併協議会委員の皆様方、それから1市2町の議会議員の方々、合併協議会、会自体を初めとした行政関係者、あわせて100名程度を予定しております。

当日の式の次第につきましては、開会、経過報告、市長及び各町長による調定書の調印、立会人署名といたしまして、神田愛知県知事、それから委員を代表しまして、1市2町の議長さんにも署名をお願いしたいと考えております。

それから主催者として市長、町長のあいさつ、来賓を予定しておられる方々の祝辞、そして閉会ということでございます。

全体としましては、記念撮影をさせていただくことをあわせて、1時間程度で終了させていただきたいというふうな計画を立てております。

式に参加される方の服装につきましては、例えば男性の方は、上着とネクタイを着用をお願いできたらと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

会 長

ただいまお聞きのように、第5回目の会議が8月6日、午後1時半でございます。引き続き合併協定の調印式を行う予定であります。特に、議題としては、県の方に提出してあります新市の計画、このことの承認

についての返事が県の方からあるということになるかと思えます。

今まで、第4回でいろいろお話させていただいてきたわけですが、これで大もとのことは大体終わりになったわけですが、どうでしょうか、その他の中で、まだお考え等、お述べになりたい委員さんがありましたら、どうぞ。波多野委員。

波多野(文)委員 御津町の委員の波多野文男でございます。

今説明のとおり、当合併協議会も協議事項をほとんど終了ということで、今そんなことを言って何だとお叱りを受けるかもわかりませんが、一つ皆様にお考えをいただきたいなと思って、言わせていただきたいと思えます。

それは、第2回会議で協議がなされて可決されております協議事項(5)の慣行の取扱いというところで、市民憲章というのが協議されて可決がされております。それが豊川市の例によるということで決定がされているわけですが、たまたま私たち御津町は、山もあり、川もあり、まして一番財産といえる海があるわけです。それで、御津町の市民憲章の中には光る海という1項目があるわけですが、たまたま今度の合併において、新豊川市も海岸線というか、御津浜というか、海に面する市になるということで、従来の豊川の市民憲章の中に、海の入った憲章の項目を一つ入れてもらうように何らかの手だてはないかということで、皆様に一考をしていただきたいということで、お願いを申し上げる次第でございます。一つよろしく願いいたします。

会 長 これは、豊川市長としてお答えさせていただきます。

私の個人的な今の考え方ではありますが、その話は実を言うと、一昨日の豊橋の県の総合大会で議長から聞いたんですよ。鈴川議長から。御津の方々がこういうことで、海ということをも市民憲章に入れていただきたいなど。本市は、もう1回思い出していただきたいのは、「空は青、地には緑、みんな笑顔で住みよいまちに」と、これが第1項目。後は「心豊かに」とか、「我が田、我が店、我が職場」、あるいは「よい子、よい友、よい家庭」、「心合わせてきまりを守る」と、この4項目は別にしまして、冒頭の「空は青、地には緑」、「光る海」というのをここにに入れてほしいという、こういう要望だと思うんです。

それで、音羽と一宮が合併のときにも、音羽のことも事務局やいろいろな方が話で、川があるんです。音羽川でしょうな。一宮のときにも川があるんです。これは私記憶にあります。あるいは、本宮山もあります。そういう問題もございませう。この市民憲章というのが、昭和45年6月1日市制記念日、昭和45年です。そのときの、これは毎年5月に市民憲章

推進協議会というのを私も出席して、これを豊川市民のモットーとするというようなことで、実は、市民全体でやっているわけです、行事として。ただ飾ってあるわけではないんです。毎年やっております。そのときに、この制定が、市長になってしばらくの間、これとはどこでどのように決まったかという、私の記憶では2年間ぐらい推進協議会委員を出して決めたことなんです。

したがって、昭和45年ですから、ちょうど1970年ですから37年たったわけです。この37年間、一応そういうふうにしてきて、それはどういう手続で行ったかという、これは市長が告示で行っておりまして、議会へ報告しています。告示ですから、報告だけです。議決はございません。そういう内容については、ここで協議会の委員の中で、これは決定とかそういう問題とは違いまして、豊川市の市民が自発的につくって市長が告示をしてきただけの話でして、こういう内容です。では、それはどういうふうに行われているかという広報の内容は、例えば皆さん方が車で入って来たすぐ左側に大理石があります。紙を張っておくわけにもいかないんですよ。大理石全部取っ払わないといけないわけです。空は青、地には緑、紙を張って海と入れるわけにもいけません。だったら、あれを今の段階では全部壊さないといけないし、それから地区市民館に全部あります。パネルが全部張ってあります。各学校にもあるところはあります。入っているわけです。

したがって、これは私の考えでいけば、新しい市が発足して、発足する決定はここでされるでしょうけど、発足して豊川市民として海が市民の中に、確かに豊川市としては海があるんだと、こういう認識の中で将来的に、私は、これは、まず推進協議会、これは会長さんは小川さんです。5月1日にやっているんです。これを、そこの会議できちっと考えられて学識者を入れて、一番最初62平方キロメートルの豊川が今102になって、さらに御津と音羽が入って150平方キロメートル近くなるんです。こういう市域の広がった中で、きちっとみんなの合意の中で決めていくのが筋だというふうに私は思います。

したがって、その憲章の問題で、これがなかったら合併できないかという問題でもない、私は個人的に思うんですよ。だから御津の方々が海を愛する気持ちは十分わかります。今拍手があったとおりです。会長だから拍手しないだけで、それは将来にわたって軽々に、ここでやるべき問題でもない。小川さん、いかがでしょうか。

小川委員

おっしゃるとおり、今、波多野委員の申し出につきましては、一考に値すると思いますけれども、私に今会長さんがおっしゃったとおり、憲章の日の唱和を担当する役を仰せつかいまして、皆さんの前で宣誓をさ

せていただきました。

確かに市長さん、会長さんおっしゃったとおり、入り口のところに大きな大理石で立派なものが出ているのを見ますと、それを修正するといえれば大変だなと、今、ご説明を受けて思ったんですけれども、若干の時差というんですか、時の流れを配慮していただけたらありがたいなど、こんなふうに思うんですけれども。はい。

波多野(文)委員 一つよろしく願いいたします。ありがとうございました。

会 長 連区長さん方がみんな出てきておやりになっている行事でございますので、これで新市になった場合には御津の方、音羽の方、こういう方も含めて、新市の地勢の広がりの中で、この字句が検討されるのが僕は正しいと、こういうふうに思います。

皆さん、いかがでしょうか。はい、この問題はそういうことで各委員の皆さんに、ご了解いただきたいということで、よろしく願いします。それではほかにございますか。はい。

事 務 局 もう一遍事務局の方から説明をさせていただきます。

先ほど申しあげましたように、本日、主要な合併協定項目がすべて終了しましたので、今後、住民説明会に向けてパンフレットを作成をしていきます。パンフレットの構成としましては、合併の必要性、住民のかかわりの深い主な合併協定項目の調整結果、新市のまちづくりの基本方針や新市の都市構造、分野別の主要施策、財政計画と合併の効果などを掲載していきたいと考えております。

内容につきましては、幹事会の方で検討させていただきますして、住民説明会が8月1日からですので、期間がございませんので、大至急パンフレットの作成に取り組みさせていただきますので、ご了承のほど、よろしく願いしたいと思えます。

なお、作成した暁には、直ちに委員の皆様方には、ご送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長 8月6日には知事さんの方の連絡は。それで6日に、一応これで調印式ができるように頑張っていたきたいと思えます。それから16日の日程で、1市2町の方で議会が開かれますと、9月の県議会で承認と、こういうことになる予定でございますして、本当にそういう意味では統一地方選挙があつて、新しい市会議員が決まり、非常にばたばたとした短い期間でございました。大もとに関することをご協議いただいて、ここま

でやってまいりました。厚くお礼申し上げます。

それでは、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後 3 時 06 分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成19年8月6日

豊川市・音羽町・御津町合併協議会

会 長

署名委員

署名委員